解散公告

当社は、平成二十七年四月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十八日

鹿児島市上福元町五九二〇番

有限会社お菓子のタナベ

清算人　尾之上　玲

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年二月九日呉市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十八日

広島県呉市広大新開二丁目二一番一五号

医療法人社団ヒガキ小児科

清算人　檜垣　洋子

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十七年四月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十八日

広島県広島市西区横川町三丁目六番三号

広島アルミ厚生年金基金

清算人　田島　文治

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十七年三月三十一日山形県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十八日

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲八三三番地

白鷹町土地開発公社

代表清算人　舩山　仁

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十八日

鹿児島県霧島市隼人町東郷一丁目二九六番地

医療法人木蓮会

清算人　島田　剛

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十七年五月七日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十八日

沖縄県糸満市字糸満二〇七五番地

清算法人糸満市喜屋武第二土地改良区

清算人代表　大保　新幸

配当公告

愛知県岡崎市宮地町字柳畑一五番地

破産者　新高硝子株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十四年（フ）第五五四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一三四、八五四、二一七円

一、配当をすることのできる金額

金二七、〇七六、〇二七円

平成二十七年五月二十八日

愛知県刈谷市若松町二丁目二番地

破産管財人　白濱　重人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県袖ケ浦市代宿八番地、最後の住所千葉県袖ケ浦市代宿一〇五番地三

被相続人　亡　寺尾　春夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十八日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号

かずさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　信正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市栄区上郷町一〇四七番地一一、最後の住所横浜市栄区上郷町一〇四七番地の一一

被相続人　亡　小村　俊**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十八日

横浜市中区日本大通一八　ＫＲＣビルディング五階

相続財産管理人　弁護士　飛田　憲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区元浜町二〇六番地、最後の住所静岡県浜松市浜北区於呂四二〇一番地の一二　天竜厚生会厚生寮

被相続人　亡　河合　純男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十八日

静岡県浜松市中区蜆塚二丁目一七番二〇号

司法書士榛葉**隆**雄事務所

相続財産管理人　榛葉　**隆**雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市熱田区旗屋二丁目二六〇一番地、最後の住所名古屋市南区元柴田東町四丁目二四番地飛鳥荘一―Ｂ号

被相続人　亡　森　**静**雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十八日

名古屋市中区丸の内一―五―二八伊藤忠丸の内ビル八階Ａ室瀬古賢二法律事務所

相続財産管理人　弁護士　瀬古　賢二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県稲沢市長野一丁目一二番、最後の住所愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭二番地県営西御堂住宅六棟六〇八号

被相続人　亡　加藤　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十八日

名古屋市西区城西一丁目四番七号寺澤綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮　博則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県田原市字津江町内荒古六七番地、最後の住所千葉県浦安市猫実三丁目二一番二三号　醍醐荘二〇三

被相続人　亡　千賀　順吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十八日

愛知県豊橋市前田南町一―一―五タワーレジデンスアネックスⅡ二階　松下法律事務所　相続財産管理人　弁護士　伊東　正裕

定時社員総会開催延期のお知らせ

平成二十七年五月開催予定の平成二十七年度定時社員総会は、事務手続きの都合により延期するのでお知らせします。

平成二十七年五月二十八日

兵庫県三木市口吉川町大島字行司谷一一八七番地三

有限責任中間法人みなぎの会

代表理事　小林　晉